

## 島根原子力発電所 2号機 特定重大事故等対処施設等の 設置に係る市の対応について

### 1. 主な経過

期 日	内 容
平成 28年 4月 28日	中国電力㈱が特定重大事故等対処施設等の設置に係る事前了解願いを県及び松江市に提出
平成 28年 4月 28日	中国電力㈱が特定重大事故等対処施設等の設置に係る原子炉設置許可申請について出雲市を含む周辺自治体に報告
平成 28年 6月 17日	県が出雲市を含む周辺自治体に意見照会
平成 28年 6月 27日	出雲市が県に対し、中国電力㈱による特定重大事故等対処施設等の設置に係る原子炉設置変更許可申請を了解する旨回答
平成 28年 7月 1日	県が中国電力㈱に対し、特定重大事故等対処施設等の設置に係る原子炉設置変更許可申請を了解する旨回答
平成 28年 7月 4日	中国電力㈱が原子力規制委員会に特定重大事故等対処施設等の設置に係る原子炉設置変更許可申請
令和 6年 10月 23日	原子力規制委員会が特定重大事故等対処施設等の設置に係る原子炉設置変更を許可
令和 6年 10月 25日	中国電力㈱が特定重大事故等対処施設等の設置に係る原子炉設置変更許可について、立地・周辺自治体に報告 【参考資料 1 参照】
令和 6年 10月 25日	県が出雲市を含む周辺自治体に意見照会 【参考資料 2 参照】

### 2. 市の対応

令和 6年 10月 25日に中国電力㈱から報告があり、また同日付で県から意見照会のあった特定重大事故等対処施設等の設置については、平成 28年の申請時と同様に、市議会、原子力発電所環境安全対策協議会及び原子力安全顧問会議における意見を踏まえ、県及び中国電力㈱に対し、出雲市の意見を提出します。



島原本広第507号  
2024年10月25日

出雲市長  
飯塚俊之様

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員  
中川賢剛

島根原子力発電所2号機 特定重大事故等対処施設等の設置に係る  
原子炉設置変更許可について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の設置について、2016年7月4日、原子炉設置変更許可申請を原子力規制委員会に行い、その後、同委員会による審査を受けておりましたが、10月23日、原子炉設置変更許可をいただきましたので、ご報告します。

つきましては、島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定第5条に基づき、ご意見を賜りたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具



原 第 5 6 7 号  
令和 6 年 10 月 25 日

出雲市長 飯塚 俊之 様

島根県知事 丸山 達也  
(防災部原子力安全対策課)

『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』  
に係る覚書」に基づく手続きについて（依頼）

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、  
厚く御礼申し上げます。

さて、島根原子力発電所 2 号機につきましては、本年 10 月 23 日に原子力  
規制委員会から特定重大事故等対処施設等の設置に係る原子炉設置変更許可  
が出され、それを受けて、本日、中国電力(株)から本県に対し、「島根原子力発  
電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第 6 条に基づく事前了解のお  
願いがありました。

本件の事前了解判断に当たっては、今後、住民団体の代表も参加する安全  
対策協議会、専門家である原子力安全顧問、県議会や貴市をはじめとする関  
係自治体などのご意見を伺ったうえで、判断する考えです。

つきましては、『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協  
定』に係る覚書」に基づき、貴市の「考え」をお聴かせいただきますようお願い  
いたします。